

19 広島県の公立高等学校への編入学・再入学

広島県の公立高等学校に入学するためには、選抜試験に合格しなければなりません。選抜試験には、一次選抜・二次選抜・転入学者選抜・編入学者選抜・再入学者選抜があります。(詳しくは「入学者選抜情報 2 一次選抜・二次選抜・転入学・編入学・再入学」参照)

このうち、「編入学者選抜」と「再入学者選抜」は、いずれも一度高等学校を離れた人が再び高等学校に通うための制度です。

では、「編入学」と「再入学」には、どのような違いがあるのでしょうか。ここではそれぞれの制度の違いについて説明します。

広島県教育委員会のHPでは、「編入学」と「再入学」について、次のように記載されています。

- 【編入学】対象者 : 高校の第2学年以上で退学した後、再び就学を希望する方
編入学年 : 基本的に退学時の学年
選抜方法 : 学力検査及び学校独自の検査項目による

【再入学】対象者 : 退学した高校(同一の課程・学科・コース)で就学を希望する方
再入学年 : 基本的に退学時の学年
選抜方法 : 作文及び面接による

出典 : 広島県教育委員会 HP「広島県公立高等学校で学びたい方へ 編入学・再入学の御案内」をもとに作成 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/628493.pdf>)

「編入学」は、いったん高等学校を退学した人が、別の高等学校に入学し直すことをいいます。対象となるのは「高校の第2学年以上で退学した後、再び就学を希望する」人です。したがって、2年生に進級できず退学した人は、学年制の高等学校(全日制の課程など)の場合は対象になりません。ただし、単位制の高等学校(多くの定時制・通信制・フレキシブル課程)の場合は、1年生の時に一部の単位を修得していれば、対象になる場合があります。

編入学とよく似た言葉に転入学があります。「転入学」は、今どこかの高等学校に在籍している人が、別の高等学校に移ることで、「編入学」は、すでに高校を退学している人が、別の高等学校に入り直すことです。つまり、今、どこかの高等学校に在籍しているかどうか、転入学と編入学との違いになります。(詳しくは「入学者選抜情報 4 定時制の課程・通信制の課程の高等学校への転入学・編入学の出願手続き」を参照)

それでは、編入学と再入学の違いは何かというと、「編入学」が退学した高等学校とは別の高等学校に入学することであるのに対して、「再入学」は退学した同じ高等学校にもう一度入学することです。上の表でも、再入学の対象者は「退学した高校(同一の課程・学科・コース)で就学を希望する方」となっています。

また、編入学の対象となるには、退学前に「一部の単位を修得している」必要がありますが、再入学の場合には単位の修得の有無は関係ありません。

編入学と再入学とでは、選抜方法も違ってきます。編入学が「学力検査及び学校独自の検査項目」であるのに対して、再入学は「作文及び面接」となっています。

そして、忘れてはならないのは、これらの選抜は、出願すれば必ず合格できるものではなく、定員も「原則として欠員枠の範囲内」であるということです。したがって、欠員枠の状況によっては、出願そのものができない場合もあります。

何らかの事情で、高等学校を退学した人が、再度学び直すための制度として「編入学」や「再入学」があります。また、これらの制度を利用できない場合でも、通常の「入学者選抜(一次選抜・二次選抜)」や「秋季入学のための選抜」を受検して、再び高等学校に入学することも可能です。

高等学校を中途退学したままだと、最終学歴が中学校卒業となり、進学や就職の選択肢が限られてしまう場合があります。高等学校を卒業すれば、専門学校や短大、大学への進学や様々な業種・職種への就職など、将来の可能性が大きく広がります。

編入学・再入学の制度について詳しく知りたい場合は、教育委員会に問い合わせてみましょう。経済的な負担が気になる人は、「学び直し支援金制度」など、学び直しを支える制度を利用できる場合もあります。

選抜の実施要項は学校ごとに随時公表されます。

たとえば、広島みらい創生高等学校では、「一次選抜」「二次選抜」に加えて、「転入学者選抜」「編入学者選抜」の令和8年度の実施要項が、すでにHPに掲載されています(令和7年11月30日現在)。ただし、「再入学者選抜」の実施要項は掲載されていないため、希望する場合は、直接学校へ問い合わせてみましょう。